

## 行政文書開示決定通知書

山中理司 様

総務大臣 高市 早苗



令和元年9月6日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

- (1) 犯罪人名簿の取扱いについて(昭和22年8月8日付け発地第160号)
- (2) 犯罪人名簿の取扱いについて(依命通達)(昭和24年12月19日付け発連第94号)
- (3) 身元調査に対する犯罪人名簿の取扱い方について(昭和28年8月24日付け自乙発第555号)
- (4) 刑の消滅等に関する照会の書式について(昭和34年8月13日付け自丁行発第113号)

#### 2 不開示とした部分とその理由

なし

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規程により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規程により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

### 3 開示の実施の方法等

#### (1) 開示の実施の方法等

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、行政文書の種類、数量等については、下表をご覧ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1参照)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A3判文書 14枚	① 閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	② 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	140円
	③ スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	240円
	④ スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	260円

※ 上表の右欄に記載した金額は、基本額であり、実際にかかる開示実施手数料ではありません。詳しくは、「行政文書の開示の実施方法等申出書」をご覧ください。また、同封の説明事項についても必ずお読みください。

#### (2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記担当課等までご提出ください。（「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照ください。）

#### (3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所（開示の実施の申出ができる期間とは異なりますのでご注意ください。）

期間：令和元年10月15日（火）から同年12月16日（月）まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：9:30～12:00、13:00～17:00

場所：東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎第2号館2階  
総務省情報公開閲覧室

※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当課までご連絡ください。

#### (4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料（見込み額）

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに  
発送予定

送料（見込み額）：用紙による送付の場合

通常郵便物（定形外・規格内）250gまで250円

CD-R または DVD-R による送付の場合  
通常郵便物（定形外・規格内）100g まで 140 円

\* 担当課等

総務省自治行政局住民制度課

所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL : 03-5253-5517

## 行政文書の開示の実施方法等申出書

総務大臣 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

## 記

## 1 行政文書開示決定通知書の番号等

日付：令和元年 月 日

文書番号：総行住第 号

## 2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

行政文書の名称		種類・量
(1) 犯罪人名簿の取扱いについて（昭和22年8月8日付け発地第160号） (2) 犯罪人名簿の取扱について（依命通達）（昭和24年12月19日付け発連第94号） (3) 身元調査に対する犯罪人名簿の取扱い方について（昭和28年8月24日付け自乙発第555号） (4) 刑の消滅等に関する照会の書式について（昭和34年8月13日付け自丁行発第113号）		A3判文書14枚
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部（ ）	
2 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1 全部 2 一部（ ）	
3 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	1 全部 2 一部（ ）	
4 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	1 全部 2 一部（ ）	

3 開示実施手数料の計算方法

同封の「計算方法」をご覧ください。次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法 (a)	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1） (b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに算出した額 基本額 (d)
1 閲覧	100枚までごとにつき100円		円
2 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円		円
3 スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額		円
4 スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額		円
		基本額 計	円(e)

基本額計(e) 円 - 300円 = 円

↑上記金額が開示実施手数料になります。  
※政令第13条第1項第2号に規定する基本額から控除する額

4 開示の実施を希望する日  
令和元年 月 日

5 「写しの送付」の希望の有無  有 : 同封する郵便切手の額 円   
 無

開示実施手数料  <input type="text"/> 円	ここに収入印紙をはってください。	(受付印)
---------------------------------------	------------------	-------

※担当課等（本書の送付先）

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 総務省自治行政局住民制度課

<計算方法>

1 はじめに

開示実施手数料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条に基づき、計算することとなりますが、開示の実施の方法、文書量等によって計算方法が異なりますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」の3に示した計算表をもとに計算していただくこととなります。

ここでは、上記計算表の記載方法についてご説明します。

※ この記載例は、150ページある行政文書に対して100ページを閲覧し、残り50ページについては、写しの交付を希望する場合のものです。

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

行政文書の名称		種類・量
○○報告書		A4判文書 150枚
実施の方法		
① 閲覧	1 全部	)
	② 一部（1pから100pまで	
② 複写機により複写したものの交付	1 全部	)
	② 一部（101pから150pまで	

3 開示実施手数料の計算方法

同封の「計算方法」をご覧ください。次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法 (a)	算定基準(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令別表第1) (b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに算出した額 基本額 (d)
閲覧	100枚までごとにつき100円	100ページ	100円
複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	50ページ	500円
基本額 計			600円(e)

基本額計(e)  円 - 300円 =  円

↑上記金額が開示実施手数料になります。

※政令第13条第1項第2号に規定する基本額から控除する額

2 計算表の各欄の説明・記載方法

a 欄：開示請求のあった行政文書について、可能な開示の実施方法を列挙してあります。

b 欄：a 欄に示した方法によった場合の算定基準を示してあります。

c 欄：左の a 欄の実施方法で開示を希望する文書量を記載してください。

d 欄：b 欄と c 欄をもとに算出した金額を記載してください。

e 欄：d 欄の縦計を記載してください。

ここまで計算表を作成しましたら、e 欄の金額から300円を差し引いてください。この差し引いた金額が開示実施手数料になります。

## ＜説明事項＞

### 1 行政文書の開示の実施の申出について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

「行政文書の開示の実施方法等申出書」を発送する場合には、行政文書開示決定通知書上に記載された担当課宛てにお送りください。

### 2 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法は、3 (1) 「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3 (3) 「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

### 3 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

#### (例1)

150頁ある行政文書を閲覧のみする場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料（200円－300円）

#### (例2)

150頁ある行政文書の写しの交付のみを受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円（1,500円－300円）

#### (例3)

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円

→ 手数料は無料（300円－300円）

## (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、ご相談ください。

## (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、総務省情報公開閲覧室に直接来所の上、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出される場合には、現金により納付することもできます（釣り銭のないようにしてください。）。

## 4 開示決定等に係る審査請求

この決定について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

## 5 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

## 6 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。